（別紙）

皇室典範の再改定を求める意見書

日本国憲法第１条は、天皇の地位は「主権の存する日本国民の総意に基く」と定めています。「国民の総意」を踏まえれば、皇室のあり方は広く国民の理解と共感を得られるものであるべきです。

近年の各種世論調査においても、女性天皇・女系天皇の容認を支持する声が圧倒的多数を占めています。現行の改定内容は、この民意と乖離しており、真の「国民の総意」に依拠しているとは言い難いと言わざるを得ません。。

世界の立憲君主国においては、直系長子優先などの王位継承改定が進み、男女の区別なく継承が行われることが普遍的な潮流となっています。我が国が掲げる男女共同参画社会の理念に鑑みても、皇位継承においてのみ女性を一律に排除する制度は時代に即しておらず、憲法の理念からも男女平等から大きく逸脱することになります。

以上のことから、本議会は政府および国会に対し、女性天皇・女系天皇の容認を盛り込んだ皇室典範の再改定に向けた議論を速やかに再開し、法制化を行うよう強く求めます。

記

１．政府は男子・男系天皇に固執せず、国民の総意である女性・女系天皇も実現可能となるよう、皇室典範を再度改定すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和８年　９月１８日

新潟県南蒲原郡田上町議会